

児童ポルノの根絶に向けて



平成26年7月15日に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、

- 盗撮により児童ポルノを製造する行為
- 自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する行為

が、新たに処罰の対象となりました。

児童ポルノ事案は、その被写体となり被害を受けた児童が、肉体的・精神的な被害を受けることは言うまでもなく、ネット上に公開された画像や動画は永久に回収することは出来ないため、一生その傷を背負っていくことになります。

児童ポルノは絶対に許してはいけません！

ネット上には児童ポルノが蔓延し、わいせつな行為をされて裸の写真が撮られているものも見られます。また、被害に遭うのは少女に限ったことではありません。男の子も児童ポルノの被害に遭っているのです。

登下校の際には、今一度、知らない人には絶対について行かないよう指導の徹底をお願いします。また、声かけ事案等の被害を把握された場合は、警察への情報提供をよろしくお願いします。

児童ポルノとは・・・（児童買春、児童ポルノ禁止法第2条第3項）
写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの。
1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの。
3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの



熊本県においても、SNSを通じて見ず知らずの人と知り合い、その後、相手から「それまでに送っていた画像や名前住所等の個人情報をネットに流す」等と脅されて、裸の画像を送ってしまう事案が発生しています。

ネット上に公開された情報・画像は二度と回収出来ません！

好意を持った相手でも、裸等の画像を撮らせたり送ったりしないことが大切です。
困ったことがあれば、すぐに相談するようにしてください。
児童ポルノの流出を止めるためには、少しでも早く対処することが重要です。

